

情報・システム研究機構外来研究員規程

平成16年5月26日  
制 定

最近改正 平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）における外来研究員の受入れに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 外来研究員とは、次に掲げる者をいう。

- 一 国若しくは国に準じた機関の制度又は機構が招へいする外国人研究者
- 二 内地研究員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員，公立大学研修員及び教員研修センター研修員
- 三 日本学術振興会の特別研究員制度により機構に受け入れる研究者
- 四 その他の研究員（他で定める場合を除く。）

(決定)

第3条 外来研究員の受入れは、機構長が決定する。

(受入期間)

第4条 外来研究員の受入期間は、当該年度を越えない範囲とする。ただし、第2条第1項第1号による外国人研究者については、受入決定時に定められた期間とする。

- 2 機構長は、受入期間延長の申出があった場合には、研究業務を継続する必要があると認めたとときに限り、受入期間の延長を許可することができる。

(受入研究教育職員)

第5条 機構長は、外来研究員の研究業務目的及び内容を考慮し、各研究所の受入研究教育職員をあらかじめ定める。

(施設等の利用)

第6条 外来研究員は、研究所の施設及び設備等をそれぞれの責任者の許可を得て、利用することができる。

(規則の遵守)

第7条 外来研究員は、情報・システム研究機構職員就業規則第4章の服務規律を遵守しなければならない。

(発明等)

第8条 外来研究員が、研究に従事した結果、特許権の対象となる発明，実用新案権の対象となる考案，意匠権の対象となる創作及び育成者権の対象となる育成等を行った場合には、情報・システム研究機構職務発明等規程に照らしてその取扱いを決定する。

(秘密の保持)

第9条 外来研究員は、既に公知である情報又は正当な理由により責任を免除される場合を除き、外来研究員の職務に従事して知り得た一切の情報を秘密として扱い他に開示し

てはならず，秘密保持の義務を負う。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか，外来研究員の受入れに関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成16年5月26日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。